



Title	中学校社会科教科書における日本国憲法の三原理の相互関係の分析
Author(s)	前田, 輪音
Citation	教授学の探究, 16, 135-161
Issue Date	1999-03-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/13614
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_p135-161.pdf



中学校社会科教科書における日本国憲法の 三原理の相互関係の分析

前 田 輪 音

(北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程)

〈目 次〉

第1章 課題と方法

第2章 分析

第3章 まとめ

第4章 今後の課題

第1章 課題と方法

筆者は、平和的生存権の教育内容構成をめざしている。そのためには、平和的生存権の概念に密接にかかわる日本国憲法の三原理の相互関係を示すことが必要とされる。本論文ではまずその前段階として中学校教科書における日本国憲法の三原理の相互関係の分析を行う。

1-1 課 題

本論文の課題は、戦後の中学校社会科教科書—「一般社会科」（「政治・経済・社会的内容を主とするもの」）、「中学社会科」（「政治・経済・社会的分野」及び「公民的分野」）—における日本国憲法の記述にみられる日本国憲法の三原理の相互関係の分析にある。三原理とはすなわち「平和主義」、「基本的人権の尊重」、「国民主権」のことである。三原理の関係を綿密に分析しようとするれば教科書の日本国憲法について記述されているおそらく全体をみていかねばならない。しかし、本論文ではまず、日本国憲法の原理をまとめて端的に記述された箇所から、教科書における憲法の原理の相互関係の分析を行いたい。

筆者は、以前、中学校社会科教科書における平和的生存権概念の分析を試みた¹⁾。これは平和的生存権の教育内容構成の一環として取り組んだものである。分析の際には、深瀬忠一の平和的生存権理論²⁾と播磨信義の人権学習に必要とされる枠組み³⁾を参考に、分析枠を設定し、教科書の記述のうちいくつかをその分析対象に分析した⁴⁾。そのうち日本国憲法の原理がまとめて記述されているところ（本論文で分析対象とする記述箇所）については、「平和主義」と「基本的人権の尊重」の二つの原理の相互関係について若干分析された⁵⁾。しかし三原理のうち特に中心になると捉えている原理はなにか、またその相互関係等については、十分な分析がされていない。

学習指導要領では日本国憲法の原理等について「基本的原則」等とよんできた。1947年版学習指導要領では三原理を「新憲法の原則」として示してあるが、学習指導要領の変遷により、それが徐々に「解体」されてきたのは多くが指摘するところである。が、教科書における三原理の相互関係はそれほど明らかにされてきたとはいえない。

ここで、中学校公民的分野等の教科書の構成について簡単にふれる。教科書は学習指導要領の変遷に左右されながらも、その多くの構成はほぼ次のようなものとなっている。近代に発達した民主主義の理念や、日本国憲法の制定に至る過程としての明治憲法の内容やその下の状況、そして日本国憲法制定の事実、それから日本国憲法の具体的内容へとはいる。その際、まずその全体を通した原理が簡単に扱われ、そのあと個々の原理の解説などが記述される。

日本国憲法の原理を、日本国憲法の具体的内容に入る前にまとめて解説する意義は、これから憲法全体をみていくためにその全体の原理をまず示すという意義と、原理の相互関係を端的に表すことができるという意義の二つがあると思われる。

そこで、本論文では、教科書における日本国憲法の原理を端的に示した記述箇所の分析を行い、教科書がとらえる日本国憲法の原理の相互関係を明らかにしたい。なお教科書や学習指導要領の三原理についての、先行の諸分析の綿密な検討は別の機会に行う。

1-2 方 法

分析方法について述べる。まず、日本国憲法の三原理について確認する。そのあと、分析の際の手続きについて述べる。

1-2-1 日本国憲法の三原理について

日本国憲法の三原理は、憲法典自体に「基本原理だと定められているわけではなく」、「主として学説によって構成されたものである」⁹⁾。「このような憲法基本原理と言われるものは、憲法制定者の意思（制憲意思）という形で特別に表明される場合が少なくな」⁷⁾い。この憲法制定者の意思があらわれているのは日本国憲法では前文である。日本国憲法の前文は「憲法基本原則や理想を宣言するもの」の「類型の典型であり、近代憲法に内在する価値ないしその進化を支配してきた原理を確認しつつ、制憲意思を表明し憲法の基本原理を明らかにしている点、および憲法典の一部を成し法規範性を具えている点で、きわめて注目に値する」⁸⁾とされている。

前文の第一項前段では「『主権が国民に存すること』、および日本国民が『この憲法を確定する』ものであること、つまり国民主権の原理および国民の憲法制定の意志（民定憲法性）を表明している。ついで、それと関連させながら、『自由のもたらす恵沢』の確保と『戦争の惨禍』からの解放という、人権と平和の二原理をうたい、そこに日本国憲法制定の目的があることを示している。そしてそれを受けて、一項後段は、『国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する』と言い、国民主権とそれに基づく代表民主制の原理を宣言し、最後に、以上の諸原理を『人類普遍の原理』であると説き、『われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する』として、それらの原理が憲法改正によっても否定することができない旨を明らかにしている」⁹⁾

なお、教科書では、これら三原理等を提示して、それを日本国憲法の「特色」「原則」「柱」「基本」「原理」などとよぶことが多い¹⁰⁾。たとえば、中教出版の図の表題に用いられているものをも、¹¹⁾「三つの基本」（中教出版 1951 検定版）、「三つの柱」（中教出版 1954～1968 検定版）、「三大原則」（中教出版 1983～1992 検定版）、など、様々な用語が用いられている。これらの言葉の違いそのものについては本分析ではとりたてて追求しない。しかしどの言葉が用いられているかについては、示していく。

1-2-2 方 法

では分析方法を述べる。分析する中学校社会科教科書は、1951年検定版から1996年検定版までのものうちの特徴的なものである。中教出版、清水書院、ならびに東京書籍(以下、適宜、順に「中教」「清水」「東書」と略す)から出版されたものを検討する¹⁾ 以上の教科書とあわせて『あたらしい憲法のはなし』²⁾と学習指導要領(および指導書)も分析対象とする。

分析対象の記述箇所は、憲法の原理について端的にまとめて解説されている本文及び図である。分析対象とした記述箇所だけではわかりにくいと判断した場合、その前後の見出しや内容等を示す場合がある。出版社ごとに本文をまとめて引用し、つづけて分析を行う。

教科書では三原理が過不足なく取り扱われている場合と、三原理に他のものを加えている場合や、三原理のうち1つないしは2つしか取り扱われていない場合がある。よってこれら二つの場合にわけてから分析にはいる。なお、本文とともに、図もあわせてみていく。

〈本文〉

分析する教科書は次の二つの場合にわけて分析する。

・三原理がすべて取り扱われていない、もしくは三原理以外のものが取り扱われている場合(本論文2-2-1)

日本国憲法の三原理が「原理」として確定して記述されていない場合、たとえば三原理のうちどれか2つのみをあげたり、三原理以外のものも扱われている教科書を対象とする。主な分析の視点は、何が日本国憲法の重要な要素として位置づけられているか、およびそれらの相互関係である。

・三原理が過不足なく取り扱われている場合(本論文2-2-2)

三原理が原理として明記されている教科書を対象とする。主な分析の視点は、三原理のうち何を中心に位置付けているか、および原理間の相互関係、である。適宜その記述順序(例:「第一に」、「第二に」など)も参考とする。

〈図〉

次の諸点について整理する。なお既に示した検定版(特に直前に解説した検定版)の図と特に異なる点のみをあげたり、必要に応じて図そのものを載せるなどする。分析に要しないと思われる点は省略することがある。

- ・表題……
- ・全体の構図……
- ・三つの原理が表記されている図 「原理表記物」……
- ・三つの原理の位置関係 「原理の位置関係」……
- ・個々の原理が表記されている図の間の重なりの有無 「重なりの有無」……
- ・憲法が表記されている図の形 「日本国憲法の形」……

第2章 学習指導要領および教科書の分析

以下、教科書の分析を行う。まずはじめに学習指導要領ならびに指導書の検討を行う。つづけて各教科書の分析を行う。

2-1 学習指導要領(および指導書)の分析

学習指導要領では、憲法の基本「原則」が何かについて多義的な表現を用い変遷をとげてき

ている。

2-1-1 分 析

1947年版の学習指導要領¹³⁾では、第九学年 単元三「われわれの政治はどのように行われているだろうか」の(四)「われわれは、どうして民主的な目的を、日常生活に具現したらよいか」の「教材の排列」で、「新憲法の原則」として三原理「主権在民 戦争放棄 基本的人権」¹⁴⁾が明記されていた。また、中学生ではないが、高等学校第一学年用として、単元五「日本国民は民主主義をどのように発展させつつあるか」の(四)「民主主義の歴史」(4)「日本」「新憲法は、政治的民主主義にどのような基礎を確立したか」というところで、「新憲法の発布 人権宣言 戦争放棄 参政権の拡大 主権在民 政府の民主的な組織 地方政治改革案」¹⁵⁾をあげている。

1951年版¹⁶⁾では、第3学年 主題「民主的生活の発展」第1単元「われわれは、民主主義をどのように発展させてきたか」というところの「内容」で、「民主主義のたいせつな要素」として憲法にどのようなことが定められているかについて、「(1)基本的人権 (2)自由,平等,協力 (3)公共の福祉 (4)問題の平和的解決」¹⁷⁾をあげている。さらに第2単元「われわれの政治は、どのように行われているか」の「内容」では、3.「われわれの憲法は現在の政治のやり方の原則について、どのように定めているか」¹⁸⁾とし、民主主義の発展、主権在民の原則、代表制民主主義、三権分立、地方自治などの言葉を用いて内容を説明している。

1947年版で「新憲法の原則」として三原理を明示し、あわせて「政治的民主主義」においても三原理を他のものとあわせて記述している。1951年版では民主政治の「たいせつな要素」や「政治のやり方」に分散して、三原理を他のものとあわせて示している。

しかし、1955年版¹⁹⁾(社会科編のみの改訂)から様相が変わってくる。「2近代における政治・経済・社会の構造と機能」においては次のように述べている。

「日本国憲法における主権在民、基本的人権の保障、立法・行政・司法の三権分立の民主政治の原則や、平和主義や天皇の地位などの憲法の特徴について理解させるとともに、国や地方の政治・行政・財政のしくみや運営などについても理解させる。」²⁰⁾

「民主政治の原則」として三原理のうちの国民主権、基本的人権をあげ、三原理のひとつである「平和主義」を(「天皇の地位」とともに)「特色」としている。これは、いわゆる「三原則の解体」の最たる例であり、多くが指摘するところである²¹⁾

1958年版学習指導要領²²⁾の「第3学年 (2)民主政治の組織と運営 日本国憲法と民主政治」では多少改善されているかに見える。次のようである。

「日本国憲法は、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権、三権分立、代議制、議院内閣制などの基本的な原則に基づいていることを認識させ、あわせて、天皇の憲法上の地位について理解させる。」²³⁾

三原理と三権分立、代議制、議院内閣制を「基本的な原則」とし、天皇については「原則」からはずしている。「基本的な原則」について1958年版学習指導要領を解説した『指導書』²⁴⁾をみてみよう。

「日本国憲法が、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つの基本原則と、これらに基づく各種の権利および自由の保障、戦争の放棄、代議制、三権分立制、議院内閣制などの諸原則をもっていることを認識させる。」²⁵⁾

ここでは学習指導要領における「基本的な原則」をさらに二分している。まず三原理を「基

本原則」とよび、その他を「諸原則」と呼んでいる。前者に基づいて後者が導きだされるという構造になっている。さらに続けて「基本的人権の尊重」と「戦争の放棄の条項」について述べ、そのあとに、「天皇の憲法上の地位」について「主権の存する日本国民の総意に基づくものであることを、理解させることが必要である」と述べている。「天皇」の位置づけは指導書においても「原則」から一線を画している。

1969年版学習指導要領²⁶⁾では、「(4)国民生活と政治」の「ア日本国憲法の基本的原則」において次のように述べられている。

「日本国憲法が西欧近代民主政治の影響を受けていること、また大日本帝国憲法を全面的に改正したものであることなどに触れながら、基本的人権の尊重、国民主権および平和主義の基本的原則を理解させる。また、日本国および日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。なお、日本国憲法が国の最高法規であることの認識を深める。」²⁷⁾

天皇の記述をあとにつけ加えながらも、三原理を「基本的原則」としてまとめて示している。

三原理を示しながら特にその中心となるものを示すようになるのは、1977年版学習指導要領²⁸⁾からである。

「(1)民主主義と現代の社会生活 ア人間の尊重と日本国憲法」

「民主主義の実現を目指す日本国憲法制定の歴史的な意義に気づかせ、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせる。また、国民主権と平和主義が基本的原則とされていることを理解させ、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位について理解させる。」²⁹⁾

「人間の尊重」という言葉はこの学習指導要領から登場する。「人間の尊重についての考え方」を「基本的人権を中心に」、「基本的原則」は「国民主権」と「平和主義」、というように、三原理が分断されているかのように読みとれる。しかし、この点について「指導書」³⁰⁾は三原理を次のように明確に位置づけている。

「現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されている。

そのためには、人間の尊重を核心とする基本的人権の理念は、最もすぐれた具体的な指針となると考えられる。それは基本的人権の理念が、第1には、日本国憲法で明示しているように『人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果』であり、『過去幾多の試練に堪』えてきた価値あるものだからである。第2には、自由で幸福で人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持されうる普遍的な内容をもっているので、社会生活に具体化する有効な基準となるからである。

こうした今日的な意味をもつ基本的人権の理念は、公民的分野全体の内容の基盤をなすものであり、それについての理解が、分野全体の学習を通して深められることが必要である。

……従前の内容『(4)国民生活と政治』の『ア日本国憲法の基本原則』における憲法についての取扱いは、政治的内容を学習する立場が中心となっていたのに対して、『人間の尊重と日本国憲法』における取扱いは、民主主義の根本精神、特に人間の尊重についての考え方を、日本国憲法に基づいて深めるという立場が中心となっているのである。

……なお、基本的人権の取扱いに当たっては、基本的人権の保障が日本国憲法の基本的原則であることを理解させるとともに、国民主権と平和主義が日本国憲法の基本的原則とされていることを理解させる必要がある。³¹⁾

指導書では「基本的人権の尊重」を含めて、三原理を「基本的原則」としていることがわかる。「豊かな人間性を育てる」ために「人間の尊重を核心とする基本的人権の理念」が最も重要とされておりその理由を日本国憲法の条文から示している。さらには基本的人権の理念が「公民的分野全体の内容の基盤をなすもの」であるとして、中心的な原理であることを述べている。

このように三原理の中心は読みとれるが、それがあとの二つの原理とどのように関係があるのかは明記されていない。また、「人間の尊重」という概念は、学習指導要領全体では「個人の尊重」の否定とともに導入されたと分析されている³²⁾が、中学公民の分野では一応は、人間と個人の尊重の両者がほぼ両立しているとみていいだろう³³⁾ 1977年版学習指導要領については、「個人の尊厳の否定の上に登場した『人間の尊重』という概念で、憲法の三原則をひきはなそうとしている³⁴⁾と述べられているが、指導書をあわせみると、公民に限っては必ずしもそうとも言い切れないことが指摘できる。

1988年版学習指導要領³⁵⁾では「基本的人権の尊重」を中心に据えることを学習指導要領から直接読みとれるようになる。「3 民主政治と国際社会 ア人間の尊重と日本国憲法」では次のように述べられている。

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。」³⁶⁾

これは、前年度の学習指導要領のように「基本的原則」をあいまいに記述することなく三原理を明示し、さらにそのなかで「基本的人権の尊重」をその中心的原理として位置づけている。指導書³⁷⁾では前版と同様に「基本的人権の尊重が日本国憲法の基本的原則となっている」理由をほぼ同様に述べている。

2-1-2 ま と め

以上、学習指導要領ならびに指導書のみてきた。三原理を日本国憲法の原理としてとらえているかについては、過不足なく掲げられてきたわけではないが、何らかの形で「基本的原則」に位置付けてきたといえるだろう。

1947年版では「新憲法の原則」として三原理を明示している。が、あわせて「政治的民主主義」にも三原理を他のものとあわせて記述している。1951年版では三原理と他のものもあわせて、民主政治の「たいせつな要素」や「政治のやり方」という箇所に分散化している。

1955年版では「民主政治の原則」として国民主権、基本的人権、三権分立をあげ、三原理のひとつである「平和主義」を「天皇の地位」とともに「特色」としている。これは、三原理の「解体」である。

1958年版学習指導要領では、三原理と三権分立、代議制、議院内閣制を「基本的な原則」としているが、指導書ではこの「基本的な原則」をさらに二分し、「基本原則」として三原理を、「諸原則」としてその他三権分立、代議制、議院内閣制を位置づけている。ここで三原理はかろうじて「基本原則」としてまとめられることになる。1969年学習指導要領でも三原理を「基本的原則」としてまとめて示している。

1977年版学習指導要領は、「人間の尊重」という言葉がはじめて登場する。「人間の尊重についての考え方」については「基本的人権を中心に」、「基本的原則」は「国民主権」と「平和主義」、というように、三原理が切り離されているかのように読みとれる。しかし「指導書」を合

わせ見ると、「基本的人権の尊重」を含めて、三原理を「基本的原則」としていることがわかる。さらに基本的人権の理念をその中心に位置づけている。1989年版学習指導要領では、前年度の学習指導要領のように「基本的原則」をあいまいに記述することなく、三原理を明示し、さらに前年版と同様に「基本的人権の尊重」をその中心に位置づけている。

以上のように、「基本的原則」として三原理が三原理以外のものも含まれて並列され(1951年版)、三原理が分離され他のものが加わり(1956年版)、三原理に他のものを加えて「基本的な原則」としながらも、それをさらに二分し「基本原則」として三原理を位置づけ(1958年版)、「基本的原則」として三原理を明確に位置づけるに至る(1969年版)。

さらに三原理を基本的原則に位置づけたうえで、「基本的人権の尊重」をその中心に据え始め(1977, 1988年版)現在に至っている。

ただし、今回の検討では三原理がお互いにどのように関係しているのかは、必ずしも明らかではないことがわかった。

2-2 教科書の分析

では、教科書の分析にはいる。まず、三原理がすべて取り扱われていないもの、三原理以外のものが取り扱われている教科書を取り上げる。

2-2-1 三原理がすべて取り扱われていない、もしくは三原理以外のものが取り扱われている教科書の分析

ここで分析する教科書は、文部省『あたらしい憲法のはなし』(1947)、東京書籍1954検定版、中教出版1951検定版、清水書院検定版1954・1956・1959・1961検定版である。この順に検討する。

2-2-1-1 文部省『あたらしい憲法のはなし』(1947年)

<本文>

【一、憲法】

「いちばん大事な考えが三つあります。それは『民主主義』と『国際平和主義』と『主権在民主義』です。」

(この直後に【二、民主主義とは】の見出しが続く。そのあと【三、国際平和主義】【四、主権在民】【五、天皇陛下】と続き、【六、戦争放棄】のあとに【七、基本的人権】……と続く)

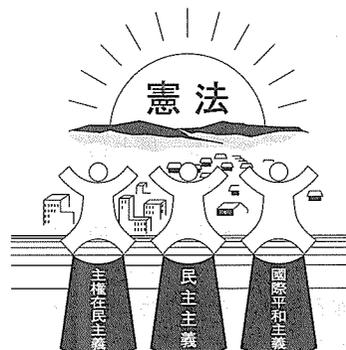


図1 文部省『あたらしい憲法のはなし』1947年発行

(田浪政博編『復刻 あたらしい憲法のはなし』所収 永絵夢社出版局発行 新泉社発売 1987 p.11 より)

〈分析〉

「いちばん大事な考え」として民主主義、国際平和主義、主権在民主義をあげている。ここから明らかなように、三原理のうち「基本的人権」は「いちばん大事な考え」には位置付けられていない。章節構成をみてもこの三つを続けて解説したあとに、【五、天皇陛下】をはさんでから【七、基本的人権】が配置されていることからもうかがい知ることができる。

図（図1）の構図は「いちばん大事な考え」の3つが、朝日に象徴されている日本国憲法の誕生を喜び迎えたことを表現している。

2-2-1-2 東京書籍

〈本文〉

◆1954 検定版 【政治と生活 第2章 今の政治はだれがうごかしているか 1 日本国憲法の原則】

【憲法の前文】

「新しい憲法には、『前文』という前おきがあって、全体をつらぬく原則が述べられている。ここでは、その主な点を二つとりあげてみよう」

【主権は国民にある】（略）

【平和を永遠に願う】（略）

〈分析〉

【憲法の前文】という見出しのもと「全体をつらぬく原則」のうち「主な点」として【主権は国民にある】、【平和を永遠に願う】という小見出しで国民主権と平和主義について解説している。つまり、いくつかある「全体をつらぬく原則」のうち、この教科書が重要と考えたものがこの2つであるといえる。

2-2-1-3 中教出版

〈本文〉

◆1951 検定版 【政治 二、わが国の新しい政治のしくみ 1 新しい憲法】

【新しい憲法】

「この憲法に書かれている規則は、大きく三つのことがらに分けることができる。第一は、新しい政治に参加するわれわれ国民全体が、まず最初にもっていなければならない心がまえだ。第二は、国民の幸福な生活を守るために、かけがえのない権利、すなわち『基本的人権』についての規則、第三はこのための政治のしかた、しくみについての基本的な規則である。

【戦争をやめた国民のための政治】

第一のわれわれがもたなければならない心がまえとは、どんなものだろうか。それにはとくにたいせつな二つのことがらがある。

第一には、われわれはどんなことがあっても二度と再び戦争はしない、という心がまえである。それは憲法には『戦争放棄』として書かれている（第九条）。……もう一つは、政治をわれわれ自身の手でやるということである。われわれの生活を豊かにし、みなが仲よくくらせるようになるためには、われわれ自身で政治をしなければならない。このことを『主権在民』といっている。前には天皇が国家の主権者であったが、今度はわれわれが国家の主権者になったのである。われわれはこの二つのことを心にきざみこんで、政治に対する心がまえをつくらなければならない。」

（以下、【基本的人権】【政治のしくみ】……がつづく 略）

新憲法は三つの基本でできている

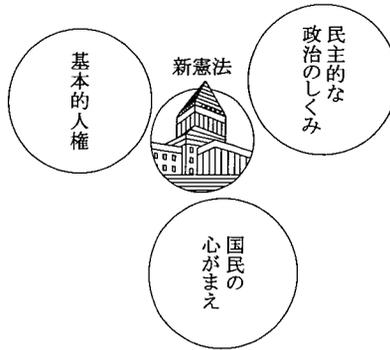


図2 『中学生の社会科 日本の社会』中教出版 1951 検定版 p.109 より

〈分析〉

1951 検定版では、憲法の「規則」として、「新しい政治に参加する」にあたり「最初にもっていなければならない心がまえ」(=「戦争放棄」・「主権在民」)、『『基本的人権』についての規則』、「政治のしかた、しくみについての基本的な規則」の三つをあげている。「最初に」という言葉が、つぎに続くものの前提であることを示している。そうであれば、この教科書は、「最初」にもつべき「心がまえ」としてあげられている「戦争放棄」と「主権在民」という原理を一セットにしたうえで、重要視していると言える。

第三にあげている政治のしくみ・仕方についての「規則」は、その直前に位置している「基本的人権」の「ため」のものとして述べている。これは「規則」間の相互関係を示している。

図(図2)は、三つの「基本」(本文では「規則」)が表記されている円が、「新憲法」が描かれている円を外側から囲む形に配置されている。しかし、図のタイトルはともかくも、この配置では憲法の外側に憲法の「基本」があるようにみてとれる。

2-2-1-4 清水書院

〈本文〉

◆1954 検定版 【単元二 政治とわれわれの生活 第二 日本国憲法の特徴】

「今の憲法を明治憲法と比較して、大きい特色と考えられることは、第一に明治憲法は、天皇が定めて国民に公布された憲法(欽定憲法)であったが、今の憲法は、議会で討議の結果、制定した憲法、すなわち主権者である国民の総意にもとづいてつくられたものであり、したがって、その底に流れている一貫したねらいは、国民一人一人の基本的人権が、十分に尊重されている点である。

次に内容の方面で大きく異なる点は、

- (1) 天皇主権を改めて、主権在民を確定し、三権の分立を明確にしたこと
 - (2) 戦争を放棄して、永久平和を期したこと
- などである」

◆1956 検定版 【単元二 政治と私たちの生活 第二 日本国憲法の特徴】

(1954 検定版とほぼ同様の記述がなされ、「内容の方面で大きく異なる点」に次の(3)を加えている)

「(3)基本的人権の徹底的尊重を期したこと」

◆1959 検定版 【单元二 政治と私たちの生活 第一 日本国憲法 二、日本国憲法 日本国憲法の成立】

「日本国憲法を、明治憲法とくらべてみると、大きくかわったと考えられることがいくつかある。

第一に、明治憲法は天皇が定めた憲法（欽定憲法）であったが、日本国憲法は、実質的には国民の代表者たちによって定められた憲法（民定憲法）である。第二に、明治憲法では、主権、つまり政治をおこなう最高の権力が天皇にあるとされていたが、日本国憲法では主権は国民にあると定めている。第三に、三権の分立をはっきりさせた。第四に、戦争を放棄して永久平和を決意した。第五に、基本的人権をじゅうぶんに尊重するようにきめた」

◆1961 検定版 【第一編 政治と私たちの生活 第一、私たちの生活と政治 二 日本国憲法】
【日本国憲法の成立】

「大日本帝国憲法（明治憲法）は、天皇の定めた欽定憲法であったが、日本国憲法は、実質的には国民の代表者たちによって定められた民定憲法である。

日本国憲法は、民主主義と平和主義の精神を基本とした憲法である。」

【国民主権】（略）

【天皇の地位】（略）

【平和主義】（略）

【基本的人権の保障】（略）

<分析>

1954 検定版は、「明治憲法と比較して、大きい特色」を述べて、「その底に流れている一貫したねらい」を基本的人権の尊重としている。そして、「内容の方面で大きく異なる点」として、国民主権・三権分立、平和主義をあげている。つまり基本的人権の尊重を憲法の重要な要素（いわば教科書版の原理といえる）として位置付けているのである。

1956 検定版では、基本的人権の尊重を重要な要素とするところは1954 検定版と同様だが、「内容の方面で大きく異なる点」に「基本的人権の徹底的尊重を期したこと」を加え、基本的人権に再度ふれる結果になっている。これは基本的人権の尊重を重要な要素として捉えたいうで、なおかつ明治憲法と「大きく異なる点」としても人権の尊重をあげて、その意義を強調しているといえよう。

1959 検定版では、民定憲法、国民主権、三権分立、戦争放棄（永久平和）、基本的人権の尊重の5つが、明治憲法と比較して「大きく変わったと考えられること」として並列されている。これは1954 検定版から続いている記述内容（日本国憲法の「底に流れている一貫したねらい」と明治憲法と「大きく異なる点」の両方）すべてを一括したことになる。そのためどれが最も重要かを（たとえば、「底に流れている一貫したねらい」などのように）示すものではなくなる。

1961 検定版では憲法の「基本」を「民主主義と平和主義の精神」と述べ、続く章節の中で三原理が様々な形で述べられる。

2-2-1-5 ま と め

ここで検討した教科書は、三原理に他のものを加えたり、「基本的人権」または「民主主義と平和主義」を、それぞれ重要な要素（いわば教科書版の日本国憲法「原理」といえる）とするなど、様々であった。大きく分けると下記の5タイプが見られた。

1) 平和主義・国民権に他のもの(「民主主義」)を加えている場合

『あたらしい憲法のはなし』では、「民主主義、国際平和主義、主権在民主義」を「いちばん大事な考え」としている。「基本的人権の尊重」をはぶいている。

2) 国民権・平和主義を重要な要素としている場合

中教出版 1951 検定版では、「戦争放棄」と「主権在民」を重要な要素と捉えている。東京書籍の 1954 検定版では、国民権と平和主義を「全体をつらぬく原則」のうちの「主な点」としている。これらはいずれも「基本的人権の尊重」を最も重要な要素からはずしている。

3) 基本的人権の尊重を重要な要素としている場合

清水書院の 1954 検定版は、「基本的人権の尊重」を憲法の最も重要な要素として捉えている。これは 1956 検定版でも変わらない。

4) 三原理に他のものを加え、重要な要素としている場合

清水書院の 1959 検定版は三原理に「民定憲法」「三権分立」をあわせて明治憲法と比較して「大きく変わったと考えられること」と位置づけている。

5) 「民主主義と平和主義」を重要な要素としている場合

清水書院 1961 検定版では憲法の「基本」を「民主主義と平和主義の精神」としている。

さて、何故このように数タイプに分かれたのか。以下に考えられる理由をあげてみる。

理由のひとつとして考えられるのは、これらの大半(特に 1～4)は、1947～1956 年版学習指導要領のもと作成された教科書である。1947 年版学習指導要領のように「新憲法の原則」として三原理を示しつつも、政治とのかかわりで日本国憲法の重要な要素が混在して示されている時期(本論文 2-1 参照)なので、それらの影響をうけたであろうことは否めない。

理由のふたつめとして考えられるのは、学習指導要領が「試案」だった時期を含むことを考えれば、教科書執筆の自由裁量が大きく、それぞれの執筆者による憲法解釈とそれにもとづいた独自の教育内容構成がなされていたからだ、ともいえる。なぜならば、日本国憲法で三原理それぞれがまとめて叙述されている箇所は前文である。前文は「近代憲法に内在する価値ないしその進化を支配してきた原理を確認しつつ、制憲意思を表明し憲法の基本原理を明らかにして」³⁸⁾(本論文 1-2-1 参照) いる。執筆の際に、これから日本国憲法の具体的内容にはいるいわば導入部で、いかにその全体像を端的に示すかは大変重要な部分である。三原理をふまつつも前文などに含まれた他の重要な要素をいかに組み込むかを苦慮し、まさに憲法解釈が執筆者によりなされたのではないかと考えられる。

さて、それにしても、学習指導要領では明記されていたにもかかわらず、なぜに上記の 1)、2)、5) のタイプのように、三原理のうちの「基本的人権の尊重」の原理がはぶかれたのか。1) タイプの『あたらしい憲法のはなし』を例に考えてみたい。たとえば大江志乃夫は次のようにその理由を分析している。

一般に憲法を構成している要素は、「人権宣言」と「統治機構」の二つであるのに、これは「統治機構中心の憲法解説であり、基本的人権について触れている割合がいささか少ないという印象をまぬがれない」³⁹⁾ 統治機構と基本的人権との関係についてわずかに記述されている箇所を引用し、「憲法の目的は統治機構にあり、国家統治の目的を達成するためには基本的人権の保障を欠くことができないので、憲法にあわせて基本的人権の規定も盛り込まれている、と理解される趣旨の議論が展開されている」⁴⁰⁾ と述べている。「基本的人権の問題についてきわめて簡単にしか触れていない」ので「国家統治の目的がどこにあるのかについて、十分に説得的である

とはいえない」⁴¹⁾とその問題点を指摘している。しかし、「このような不十分な点があるとしても、それは戦後の歴史の過程において国民のあいだにひろがり、定着していった現在の人権意識の立場からみての問題であり、戦争というほかに比較することができないほどの大きな政治的被害をこうむった当時の社会的環境からすれば、政治的民主化と平和の問題、つまり新憲法における統治機構の規定に、国民のより大きな関心がむけられていた」⁴²⁾であるから、「記述が統治機構中心となって」いるのは、欠陥というよりも「当時の国民の関心がそこに集中していたことの現れである」⁴³⁾と分析されている。

このように、特に戦争という「ほかに比較することができないほどの大きな政治的被害をこうむった当時の社会環境」を鑑みると、憲法制定間もない時代にとって意義の大きいものを中心に記述されたというのは納得がいく。しかし、基本的人権の尊重を原理として綿密にとりあげられなかった理由は、大江の指摘する他に次のようにも考えられる。

戦争を直接経験した人々にとっては、戦争は、生命（基本的人権の根源）のみならず、日常生活におけるさまざまな当たり前のこと（＝すなわち基本的人権）も奪うということ（＝基本的人権の侵害 戦時におけるものだから「平和的生存権の侵害」といえる）が、当然認識されているのである。それが「人権」の侵害として意識されているかどうかは別として、である。だからこそ、「基本的人権の尊重」を原理として改めて言及せずとも、戦争を放棄したという原理が基本的人権を尊重するという原理に直結して考えられることができ、だからこそ、わざわざ綿密に言及されなかった、といえるのではないだろうか。

2-2-2 三原理が過不足なく取り扱われている教科書の分析

三原理が日本国憲法の原理として確定して記述されている教科書を検討する。清水 1965 検定版以降、中教 1954 検定版以降、東書 1961 検定版以降、の順に検討する。

2-2-2-1 清水書院

<本文>

◆1965 検定版 【第1編 政治と私たちの生活 第1章 私たちの生活と民主政治 2 日本国憲法と民主政治 日本国憲法の成立】

(明治憲法は欽定憲法だったが、日本国憲法は実質的には民定憲法であることを述べて)

「この日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重および平和主義を基本原則とする。」

◆1968 検定版 【第1編 政治と私たちの生活 第1章 私たちの生活と民主政治 2 近代民主政治の発達 日本国憲法の成立】

「日本国憲法は、国民主権・基本的人権の保障および平和主義を基本原則としている。この新憲法に基づいて、戦後のわが国は、新しい民主政治を発展させていくことになったのである。」

◆1980 検定版 【第1編 人間尊重と私たちの生活 1章 人間の尊重と日本国憲法 1 国民生活と日本国憲法 日本国憲法】

「日本国憲法は、三つの基本原則から成り立っている。

まず、基本的人権の尊重という原則である。日本国憲法は、生命、自由、幸福追求などに関する権利を基本的人権として保障することをわが国の政治の大原則としてかかげている。いずれも、私たちが人間らしく生きるために欠くことのできない権利である。こうした基本的人権が『侵すことのできない永久の権利』(11条)とされているのはそのためであり、基本的人権をみだりに法律で制限したり、実際の政治で無視したりすることは許されない。

こうした基本的人権を最大限に尊重する政治は、政治について決定する最高の権力を国民自

身がもつことによって、もっとも確実に実現することができる。そこで定められたのが国民主権の原則である。日本国憲法は、『そもそも国政は、……』（前文）と述べて、わが国の政治を行う者は国民みずからであるという民主政治のありかたを示している。

（天皇の地位について 小文字で記述 略）

それから平和主義の原則である。私たちが目標とする基本的人権が尊重される社会は、他の国民をぎせいにして成立するものであってはならない。とりわけ、多くの人々の生命をうばう戦争は絶対に避けなければならない。わが国の人々だけでなく、世界各国の人々を限りない不幸におとし入れた第二次世界大戦に対するきびしい反省のうえに立って、日本国憲法は、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し』（前文）、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、その目的を達成するため、戦力をもたない（9条）ことを定めて、平和で人権の尊重される国際社会の実現に努力する日本国民の決意を世界の人々に宣言したのである。』

図)・表題；「日本国憲法の基本原則」

- ・全体の構図；3人が下から「日本国憲法」を片手で支えている
- ・原理表記物；人型3人
- ・原理の位置関係；（左から）基本的人権の尊重、国民主権、平和主義
- ・重なりの有無；無
- ・日本国憲法の形；楕円形

◆1992 検定版【第1編 私たちの生活と政治 第1章 人間の尊重と日本国憲法 1 民主政治成立 日本国憲法の基本原理】

【基本的人権の尊重】

「日本国憲法は、三つの基本原理から成り立っている。

まず、基本的人権の尊重という原理である。日本国憲法は専制的な政治や戦争による国民の犠牲を深く反省し、生命・自由・幸福追求などに関する権利を基本的人権として尊重することを政治の大原則としてかかげている。それは『人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果』（97条）であり、私たちが人間らしく生きるために欠くことのできない権利である。基本的人権が『侵すことのできない永久の権利』（11条）とされているのはそのためであり、基本的人権をみだりに法律で制限したり、実際の政治で無視したりすることは許されないことになった。

【国民主権】

こうした基本的人権を最大限に尊重する政治は、政治について決定する最高の権力を国民自身もつことによって、もっとも確実に実現できる。（「国民主権と天皇の地位」が続く 略）

【平和主義】

日本国憲法の三つめの原理は、平和主義である。かけがえのない人間の命をうばい、世界各国の人々を限りない不幸におとし入れた戦争を、再びおこさないようにすることは、新しい憲法の最大の使命であった。日本国憲法は、前文で『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意』し、第9条で戦争を放棄し、戦力をもたないことを高らかに宣言した。（以下、「憲法の改正」がつづく 略）

図) 文部省『あたらしい憲法のはなし』の図(図1)を掲載(図1)

<分析>

1965 検定版で「基本原則」として三原理を過不足なく取り上げるようになる。この検定版で

は三原理を並列させている。1968 検定版でも、「基本原則」として三原理を並列させ「新しい民主政治を発展させていく」かなめと述べている。

1980 検定版では三原理を「三つの基本原則」としてのべ、なかでも「基本的人権の尊重」を中心に位置づけている。まず、「生命、自由、幸福追求」などに関する権利を「基本的人権」としてあげ、その「保障」を「わが国の政治の大原則」としている。そして「基本的人権を最大限に尊重する政治は、政治について決定する最高の権力を国民自身がつもつことによって」と、基本的人権の保障と国民主権との相互関係を述べている。さらに、「平和主義の原則」については、「基本的人権が尊重される社会」には「他の国民をぎせい」にしたり、「多くの人々の生命をうばう戦争」の下には成立しないこと、すなわち平和主義と基本的人権の尊重との相互関係を述べている。これらから、「基本的人権」を三原理のなかのもっとも重要な位置をしめるものとして捉えていると考えられる。この検定版以降 1988 検定版までは、ほぼ同様の内容である。

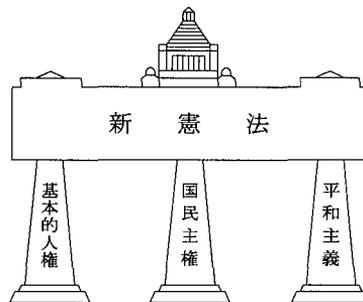
1992 検定版では、1980 検定版と同様に基本的人権を中心に記述している。まず、「基本的人権の尊重」について、「日本国憲法は専制的な政治や戦争による国民の犠牲を深く反省し」、すなわち国民主権と平和主義の否定的事実から制定されたことを述べている。つぎに「国民主権」の原理を、「基本的人権を最大限に尊重する政治」を「もっとも確実に実現できる」原理と、捉えている。つづけて「平和主義」について、「人間の命をうばい、世界各国の人々を限りない不幸におとしいれた」戦争を、二度とおこさないようにすることが「新しい憲法の最大の使命」と述べている。これは平和主義と基本的人権の尊重の二原理間どうしの相互関係を示すものである。と同時に、平和主義の原理が日本国憲法のなかで非常に重要な位置を占めていることを強調したものと見える。この検定版は、基本的人権の尊重と平和主義、基本的人権の尊重と国民主権、のそれぞれの相互関係を述べていると言える。

2-2-2-2 中教出版

<本文>

◆ 1954 検定版 【民主主義の政治 三章 新しい憲法 二 新憲法と国民】

「新しい憲法は、とくにたいせつな三つの柱にささえられている。第一は、国民が主権者となったことである。第二は、あくまで平和主義を守る決心をきめたことである。第三は、国民の基本的人権を何よりもたいせつにしていることである。いいかえれば、新憲法は国民主権、平和主義、基本的人権尊重の憲法であるといえる。」



新憲法をささえる三つの柱

図3 『中学生の社会科 日本の社会』中教出版 1954 検定版 p.170 より

◆ 1957 検定版 【第二章 日本国憲法 一、日本国憲法の基本原則 日本国憲法の三つの柱】

「日本国憲法をささえているたいせつな柱として、つぎの三つをあげることができる。第一は、主権が国民に存するということ、第二は、国民の基本的な人権をおかさないとこと、第三は平和を守る決意をはっきりしめしていることである。つまり、日本国憲法は、国民主権、基本的な人権の尊重、平和主義を根本精神とする憲法だといってよい。この三つの柱は、民主政治のたいせつな原則であり、とくに平和主義は第二次世界大戦の反省から生まれた国民全体の願いであった。」

図)・表題；「日本国憲法の三つの柱」

・原理表記物；人型

・日本国憲法の形；国会記事堂に「日本国憲法」と表記

◆ 1961 検定版 【第 1 章 民主政治と日本国憲法 二、日本国憲法 日本国憲法の制定】

(三原理の説明が 1957 検定版とほぼ同様に記述されるが、「とくに平和主義は第二次世界大戦の反省から生まれた国民全体の願いであった。」の一文が削除される。)

◆ 1977 検定版 【国民生活と政治 第 2 章 日本国憲法 3 人間尊重と日本国憲法 日本国憲法の成立と特色】

図) 1957 検定版 (図 3 の柱を人型に変えたもの) と大きな変化はなし

・表題；「日本国憲法の三つの原則」

・原理表記物；人型 ただし、人型の右側に各原理が表記

(1957 検定版以降、体型が変化していく)

・原理の位置関係；(左から)「基本的人権の尊重」、「平和主義」、「国民主権」

◆ 1983 (* 1980) 検定版 【人間尊重の社会をめざして 3 人間尊重と日本国憲法 日本国憲法の成立と特色 日本国憲法の三大原則】

「日本国憲法は、つぎの三つの原則を特色としている。第 1 は、人間として当然にもつべき権利を定めて、人間尊重の精神をはっきりと打ち出し(基本的人権の尊重)、第 2 に、国民を政治の主人公とし、政治のありかたは国民が決めるべきこと(国民主権)を定めた。第 3 に、人類の理想ともいふべき、戦争のない平和な社会に生きていく方針(平和主義)をいち早くとり入れ、人間尊重の立場をより明確にしている。」

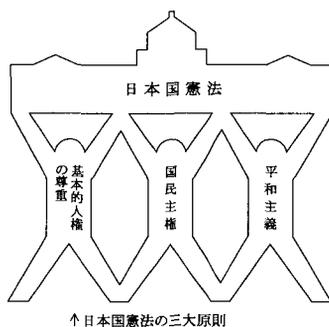


図 4 『中学生の社会科 現代の社会 公民』中教出版 1983 検定版 p.19 より

◆ 1986 検定版 【人間尊重の社会をめざして 3 人間尊重と日本国憲法 日本国憲法の成立と

特色】

(本文は変わらず)

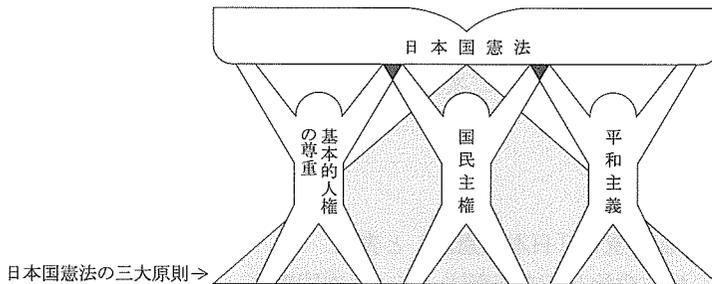


図5 『中学生の社会科 現代の社会 公民』中教出版 1986 検定版 p. 19 より

◆1992 検定版 【II現代社会と民主政治 第1章 人権の尊重と日本国憲法 1 基本的人権とわたしたち 日本国憲法の成立と特色 日本国憲法の三大原則】

「日本国憲法は、三つの原則を柱にしている。第1は、国民が人間として当然にもつべき権利を国は何よりも尊重しなければならないこと（基本的人権の尊重）であり、第2は、政治のありかたを決める源は国民の意志だということ（国民主権）である。そして、第3は、徹底した平和をめざしたこと（平和主義）である。これらの原則は、人類の長年の努力の成果として生まれたものであり、どれ一つをとっても、ないがしろにすることはできない。」

図) 1986 検定版 (図5) とほぼ同様

- ・原理表記物；人型（顔に 目・眉・鼻・口が記入される）

〈分析〉

1954 検定版では「とくにたいせつな三つの柱」と表現して三原理を並列してあげている。あわせて図(図3)が表示されるが、国会議事堂に「新憲法」と書き込まれ、三原理が表示されている3本の柱が下から支えているという構図になっている。

1957 検定版では、三原理を日本国憲法を「ささえているたいせつな柱」・「根本精神」・「民主政治のたいせつな原則」としている。三原理を一通りあげたのち、平和主義に再度言及（「国民全体の願いだった」）してそれを重要視していると言える。図は、全体の構図は変化しないが、「新憲法」を支えていた「柱」(1954 検定版 図3)にかわり、人型が「日本国憲法」を支える構図になる。本文と図双方の変化(1954 検定版と比較して)から考えて、日本国憲法の三原理を「民主政治のたいせつな原則」と位置づけ、その民主政治は当然のことではあるが人間の手によるものであることを強調するため、図に人型を用い人間の存在を強調していることになろう。

1961 検定版では、1957 検定版の三原理を解説するところまではほぼ同じなのだが、最後に平和主義について言及する一文がなくなる。

1961 検定版以降、1968 検定版までとりたてての変化はない。ただし1971・1974 検定版で図が表示されなくなる。

1977 検定版では、すでに1977 学習指導要領の影響をうけてか、章節名に「人間尊重」という言葉が導入される。が、本文ではさほど大きな変化はない。図は、全体の構図は1957 検定版(図

3の柱を人型に変えたもの)のものとは変わらないが、支えている三原理のうち「平和主義」が中心に位置する。分析対象とした教科書のなかで、この配置をとっているのはこの他には東京書籍の1980 検定版その1 (図6)のみである。

1983 検定版では、今まで国民主権が記述順では「第一」だったのに、基本的人権の尊重がとってかわる。また、「人間尊重」という言葉が「基本的人権の尊重」と「平和主義」の両方の原理の解説に用いられている。図(図4)では各原理を表記している人型の手足を互いに交差させることにより「重なり」ができるという大きな変化がある。原理間の関連性の存在を強調したものと見え、相互関係を意識させる効果がある。この「重なり」はこの検定版以降、1992 検定版まで表示される(1996 検定版は発行されていない)。

1986 検定版は、1983 検定版からみて本文は変わらない。ただし図(図5)に変化が二点みられる。

第一に、1983 検定版(図4)の全体の構図に加え、三原理が表記されている人型3体の足元を底辺とする二等辺三角形がその背景に描かれ、三原理共通の「重なり」が示され、三原理共通の関連性を暗示させる。

第二に、「日本国憲法」が表記されるモノが変わる。それまでは国会議事堂の形を簡略化したものだったが、1986 検定版では書籍を開いた形になる。国会議事堂は、いわば民主政治を象徴する建物と仮定するならば、その国会議事堂をやめ、書籍の形に「日本国憲法」と表記するということは、憲法と政治を切り離すことを意味する。本文でも、すでに1983 検定版から三原理を「民主政治のたいせつな原則」として位置づける一文がなくなり、「政治」という言葉は国民主権の原理にのみ用いられている。これは国民主権との間にのみ政治との関連性を矮小化し、三原理全体と民主政治との関係を切り離しつつあると考えられる。

そもそも三原理が、下から憲法を表記した国会議事堂を支えるという構図(1954 検定版から続いている 図3)には矛盾がある。三原理が日本国憲法を支えるというのとはともかく、三原理が国会議事堂を支えるというのは、何を意味しているのだろうか。仮に肯定的に評価するならば、前述したように国会議事堂を「民主政治」の象徴と考え、日本国憲法が民主政治をささえるということを表していると言える。しかし否定的に評価するならば、なぜ日本国憲法と国会議事堂が一体化しているのか不明である。それは政治のみに憲法が関与しているという、いわば日本国憲法の意義の認識における矮小化につながりかねない。

1992 検定版では、基本的人権の尊重の原理を中心としているとみていいだろう。まず(1988年版の学習指導要領の影響を受けてか) 章節名に原理のひとつである「基本的人権」が明記される(1977 検定版から「人間尊重」という言葉は章節名に用いられていた)。が、さらに記述順も、「第1」に基本的人権が解説されている(1983 検定版からつづいている)。「国民主権」と「基本的人権の尊重」の双方に「国民」が存在しているといえ、二原理間の関連性を示している。三原理を「人類普遍の原理」、「どれ一つをとっても、ないがしろにすることができない」と述べ、原理全体の重要性・相互の関連性を示している。

2-2-2-3 東京書籍

<本文>

◆1961 検定版【I 政治とわたしたちの生活 第1章 民主政治の基礎 2 日本国憲法による民主政治 (1)憲法制定と国民主権 日本国憲法】

「この憲法できめられているいちばんたいせつなことは、政治の権力が最終的には国民の考え

によって動かされるという点である。これを国民主権の原則といている。

日本国憲法は、国民主権の原則に基本的人権の尊重と永久平和主義の2つを加え、3つの大きな原則を示している。」

◆1968 検定版 【I 政治とわたしたちの生活 第1章 民主政治の原則 3 日本国憲法 日本国憲法の原則】

「日本国憲法は、つぎの3つの原則にもとづいている。第1に、国民に主権があるという原則である。これによって、近代政治のもっとも重要な原則がはじめて確立した(国民主権)。第2に、基本的人権の保障を、政治の根本にすえた。憲法で保障する国民の自由や権利は、法律によってもむやみに制限できないものとされた(基本的人権の保障)。第3に、戦争を放棄し、諸国民とともに世界平和を守ることに努力することを明らかにした(平和主義)。

日本国憲法のこれらの原則は、日本の政治の基本的なありかたを決めるものとして、尊重されなければならない。」

◆1980 検定版

この検定版は、日本国憲法の三原則について二カ所で解説している。

◆1980 検定版 その1 【序章 個人の権利と社会 1 わたしたちの生活と社会 人間の尊重と日本国憲法 日本国憲法の制定】

「日本国憲法は第二次世界大戦後の占領下という特異な状況のもとで制定されたものではあったが、敗戦にともなう民主化という大きな変動の中で、近代民主政治の伝統を豊かに受けつぎ、日本の新しい進路を示すものとして定められた。

その結果として、日本国憲法は、第1に、人間として当然にもつべき権利を定めて、人間尊重の精神を明確に打ち出し(基本的人権の尊重)、第2に、人間尊重にもとづく政治運営を保障する大原則として、国民を政治の主人公とし、政治のありかたは国民が決めるべきこと(国民主権)を定めた。第3に人類の理想ともいうべき、戦争のない平和な社会に生きていく方針(平和主義)をいち早くとり入れている。これら三つの特色は、日本国憲法の三大原則とよばれるもので、わたしたち日本人がよるべき基本的な立場である。」

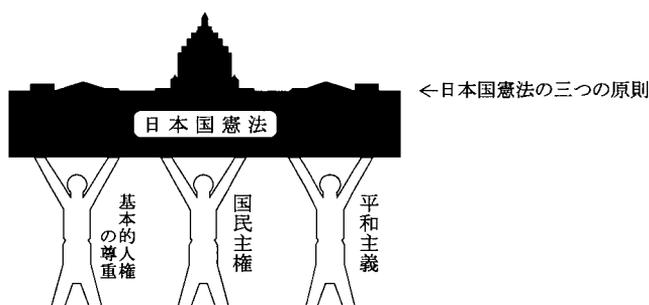


図6 『新しい社会 公民』東京書籍 1980 検定版 p.10 より

◆1980 検定版 その2 【第1章 人間の尊重と日本国憲法 2 国民主権と平和主義 日本国憲法の原則】

「日本国憲法は、国民主権、平和主義および基本的人権の尊重の三つを原則として成り立っている。

第一の国民主権とは、国の政治の主人公は国民であって、国民の幸福と利益のために政治がおこなわれるべきであるという政治の原則をいう。

第二は、国民の生活が安定し、人々が幸福を追求することができるためには、なによりも世の中が平和でなければならない。とくに現代の日本では、文化の面でも、経済の面でも、国際的なつながりや交流が重要である。憲法が平和主義を基本としているのはそのためである。

第三の基本的人権の尊重は、国民主権のたてまえとふかく結びついている。とくにたいせつな国民の自由や権利を基本的人権として憲法で保障し、それを守り、発展させることを、政治の目標としている。

この憲法の三原則は、人類の長い歴史のなかから生まれ、育ったものであって、人類に共通する政治原則である。過去の日本では、このような原則がじゅうぶんに根ざすことができず、そのために国民のための政治がおこなわれなかった。」

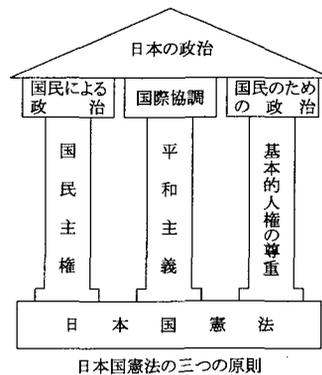


図7 『新しい社会 公民』東京書籍 1980 検定版 p.41 より

◆1983 検定版 【第1編 政治とわたしたちの生活 第1章 人間の尊重と日本国憲法 2 国民主権と平和主義 日本国憲法の原則】

「日本国憲法は、基本的人権の尊重と国民主権および平和主義の三つを原則として成り立っている。

国民主権とは、国の政治の主人公は国民であって、政治は国民の幸福と利益のためにおこなわれなければならないという政治の原則をいう。

また、人々が幸福を追求することができるためには、なによりも国民の生活が安定し、社会が平和でなければならない。そして、文化の面でも、経済のうえでも、多くの国々と平和な関係を保ち、交流を深めていくことがきわめて重要である。憲法が平和主義を基本としているのはそのためである。

日本国憲法の三つの原則は、人類の長い歴史のなかから生まれ育ち、人類全体に共通する原則である。過去の日本では、このような原則がじゅうぶんに根をおろすことがなかった。国民主権の政治がおこなわれることもなく、国民はたびたびの戦争を経験した。この憲法の三原則をたいせつな歴史的な財産として生かしていくことは、現在に生きるわたしたちの責務である。」

図) 1980 検定版その2の図(図7)と同じ

◆ 1986 検定版 【第 1 編 政治とわたしたちの生活 第 1 章 人間の尊重と日本国憲法 2 日本国憲法の制定】

【日本国憲法の前文】

「まず気がつくのは、主権が国民にあり、国政は国民により国民のために行われるものであるということであろう。第二は、ふたたび戦争を起こさないように、徹底した平和主義をとるということである。平和国家として、国際社会において名誉ある地位をしめたいと宣言している。

要約すれば、民主主義と平和主義を基礎にしていくということで、『日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること』をちかっている。

民主主義の原理から国民主権と基本的人権の保障という原則が打ち出され、国会を中心とする政治のあり方が示されている。」

【日本国憲法の三つの原則】

「日本国憲法は、戦争と、個人の生活を犠牲にした戦前の社会の反省に立ち、三つの基本原則をもとに成り立っている。第一は国民主権で、国の政治のあり方を最終的に決めるのは国民であるということをもととしている。わたしたちは、そのような力（主権）をもった国民であるという自覚をもつ必要がある。

第二は、基本的人権の尊重である。すべての人は、個人として人間らしく生きる権利をもっているということ、その保障が憲法でなされているのである。それを現実のものにするには、わたしたちの不断の努力が必要である。

第三は、平和主義である。前文にはっきりと打ち出されているが、さらに第 9 条でそのことを明確に定めている。」

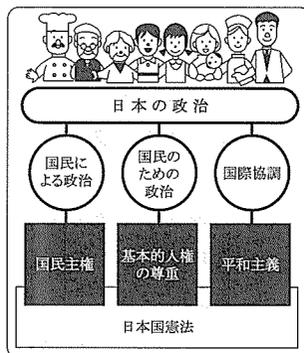
図) 1980 検定版「その 2」の図(図 7)とほぼ同じ ただし、三原理の位置が異なる

・原理の位置関係；(左から)「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」

◆ 1996 検定版 【第 2 章 政治とわたしたちの生活 第 1 節 人間の尊重と日本国憲法 2 日本国憲法の制定 日本国憲法の基本原則】

「日本国憲法も、権力を統制して人権を守ろうとしている。特に、戦前の天皇主権を否定して国民主権を確立し、又、人権の保障をいちじるしく強化している。さらに、多くの犠牲を出した戦争と戦前の軍国主義の反省にもとづいて、戦争を放棄して平和を強く希求している。

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義は、日本国憲法の三つの基本原則である。」



日本国憲法の三つの原理

図 8 『新編 新しい社会 公民』東京書籍 1996 検定版 p. 14 より

〈分析〉

1961 検定版では、三原理を述べつつも「国民権の原則」を「いちばんたいせつなこと」と述べ、中心に考えている。1968 検定版では、「国民権」の「原則」を、「近代政治のもっとも重要な原則」と表現し、政治のかなめとしている。そして「基本的人権の保障」の「原則」を「政治の根本にすえ」たと述べ、政治の重要な目的にしている。三原理を「日本の政治の基本的なありかたを決めるものとして、尊重されなければならない」と述べ、政治のありかたを基礎づけるものとしてとらえている。

1980 検定版は二カ所にわたり（「その1」「その2」）憲法の基本的原則について述べている。「その2」を中心に本文を検討し、適宜「その1」にふれる。

「国民権」の「原則」を「国民の幸福と利益のために政治がおこなわれるべきであるという政治の原則」と解説している。さらに「平和主義」の「原則」の存在理由として「国民の生活が安定し、人々が幸福を追求することができるためには、なによりも世の中が平和でなければならない」からであることを述べている。「幸福と利益」・「生活が安定」・「幸福を追求する」、などは、いずれも「基本的人権」と密接に関係する言葉である。これは、国民権と平和主義の原理はいずれも基本的人権の尊重という原理のためにあるもの、すなわち三原理の中心を基本的人権と考えており、なおかつ基本的人権と国民権、基本的人権と平和主義の、それぞれの相互関係を明示したものと見える。この検定版の前までは、国民権を三原理の中心に位置づけていたことと比較すると、大きな変化である。おそらく1977年版学習指導要領の影響と考えられる。さらに「基本的人権の尊重」の原理の解説のなかで、「国民権」の原理と「とくにたいせつな国民の自由や権利を基本的人権として憲法で保障し、それを守り、発展させることを、政治の目標としている」という点で「ふかく結びついている」と述べている。これは二つの原理の関連性を再度示しているものである。

さて、1980 検定版の図のうち、「その2」（図7）は、いままでにみられなかった構図である。「日本国憲法」という土台をもとにした三本の柱（三原理がそれぞれ表記されてる）が「日本の政治」という屋根を支え、これら全体でひとつの建物を構成している。「日本の政治」と「日本国憲法」を同一視（たとえば「日本国憲法」と国会議事堂にかきこむことを指す）していないのは、たとえば図6と比較して評価できるだろう。しかしそれが「日本の政治」のみを支えているというのは、日本国憲法の影響力を過小評価したのもともいうる。

なお、図については、「その1」（図6）と「その2」（図7）は両者とも同じ表題がつけられているが、異なる点がある。それは三原理のうち中心に位置しているものが「その1」では「国民権」なのに、「その2」では「平和主義」である、という点である。これまでの分析でも三原理の位置関係と本文との関連性は読みとれなかったが、同じ1冊の教科書のなかでなぜこのような違いがあるのかはわからない。

1983 検定版では、「基本的人権の尊重」を中心に三原理を解説している点は1980 検定版と同様である。しかし基本的人権の尊重そのものについての解説をはぶいているのが、異なる点である。最後のまとめとして、過去の日本では「このような原則がじゅうぶんに根をおろすことがなかった。国民権の政治がおこなわれることもなく、国民はたびたびの戦争を経験した」と説明し、三原理の重要性を過去の日本と対比させ、その意義を強調している。

1986 検定版では、【日本国憲法の前文】において（この記述は、分析対象の条件からはずれるが）、日本国憲法は「民主主義と平和主義」が基礎となっていること、そのうちの「民主主義」

から「国民主権と基本的人権の保障」の原則が「打ち出され」ていることを明記している。日本国憲法の原理の出所を前文に求められる点を明示したのは貴重な記述といえよう。

【日本国憲法の三つの原則】では、「戦争と、個人の生活を犠牲にした戦前の社会の反省に立ち」作成されたこと、つまり平和主義と基本的人権の尊重への過去の否定的事実から日本国憲法が生み出されたことを示している。三原理の相互関係は、1983 検定版ほど明確ではない。が、前文についての解説をみると、民主主義から国民主権と基本的人権がでてきた、というまさに同じ源をもつという関連性を知ることができる。

1996 検定版では、「権力を統制して人権を守ろうとしている」ということから「基本的人権」を中心に考えているとみていいだろう。ただし、戦前の反省から国民主権と基本的人権の原理が生み出されたことを述べ、戦争中の被害から平和主義の原理の必要性がだされたことを述べている。つまり、基本的人権が戦争中に踏みにじられたことについては言及していないといえる。このように過去の否定的事実から三原理が生み出されたことを述べるなかで、国民主権と基本的人権の二原理の関連性を示したことになる。戦前・戦中の反省により日本国憲法の三原理全体の必要性が生じた、という 1980 検定版の構成からずれてきてはいるが、人権を中心に三原理を簡潔に関連づけようとしてはいる。

図(図8)は、1980 検定版その2の図(図7)と比較すると、全体の構図が、建物(図7)から抽象的な図に、大きく変化している。ただし、文字が表記されているモノの配置や内容は変化がない。三原理の配置が、「平和主義」が中心(図7)から「基本的人権の尊重」が中心(図8)となる、という変化は見られる。従来検定版では類を見ないほどたくさんの人間が日本国憲法と日本の政治を土台にして描かれている。それは老若男女様々な立場や職種の間人であり、さしずめ、憲法と政治を土台に国民すべてが生きているということを表わしているのだろうか。

2-2-2-4 ま と め

ここで検討した教科書は、三原理を過不足なくとらえているものばかりなので、その三原理のなかで特に中心ととらえられている原理は何か、原理間の関係はどのようになっているか、を、中心に検討した。三原理のなかで特に何を中心としてとらえているかを主に、原理と原理との関連づけを整理する。

原理のなかで特に中心になると捉えられていたものについては必ずしも一様ではなかったことが明らかになった。学習指導要領では1977年版以降、「基本的人権の尊重」を中心に据えることになったが(本論文2-1参照)、教科書では三社三様であった。以下、出版社ごとに大まかに時期区分してその特徴をまとめていく。

2-2-2-4-1 清水書院

次の2期に分けられる。

1) 並列期

これは、1965 検定版～1977 検定版までで、三原理を同程度に扱っている。

2) 「基本的人権の尊重」中心期

1980 検定版では「基本的人権」という原理が三原理のなかの中心となる。また、中心となることを他の二原理それぞれとの相互関係を明記することにより示している。すなわち、基本的人権と国民主権、基本的人権と平和主義の相互関係である。1992 検定版でも同様に中心となる原理と他の二原理との相互関係を示している。ただし、この検定版は基本的人権を中心としな

がらも、なおかつ、「平和主義」が非常に重要な位置を占めていることを強調していることを付け加えておく。

2-2-2-4-2 中教出版

次の3期に分けられる。

1) 並列期

1954～1977 検定版までほぼ三原理が並列されていた。また記述順では「国民主権」が第一に書かれていた。1977 検定版はさほど内容が変化していないのに、1977 年版学習指導要領の影響をうけてか、章節名に「人間の尊重」という言葉が用いられるようになる。

2) 過渡期

1983 検定版では引き続き章節名に「人間の尊重」が用いられ、さらには記述順において「基本的人権の尊重」が第一に書かれるという変化があった。「基本的人権の尊重」と「平和主義」の関連性も読みとれる。が、どの原理が中心となるかは明確ではない。図(図4)では、三原理が表記されている3つの人型の手足が隣どうして重なるようになり、原理間の関連性を示し始めたといえる。1986 検定版では本文はさほど変化がないにもかかわらず、図(図5)では隣どうしの原理間の重なりに加えて、三原理全部に共通する重なり、すなわち相互関連性を示すものといえ、評価できる。また、従来「日本国憲法」が表記されていた国会議事堂の絵に代わり、書籍が描かれるようになった。これは日本国憲法の及ぶ範囲を民主政治に矮小化していた従来の方式を解消しているというプラスの効果があると受け取れる。と、同時に日本国憲法と政治を切り離すというマイナスの効果も見逃せない。

3) 「基本的人権の尊重」中心期

1992 検定版では、章節名に「基本的人権」が用いられるようになり、本文でも「基本的人権の尊重」を中心ととらえている。また「国民主権」と「基本的人権の尊重」の関連性も示している。さらに三原理が生みだされるに至った共通性も述べられている。

2-2-2-4-3 東京書籍

次の4期に分けられる。

1) 「国民主権」中心期

1961, 1968 検定版では、国民主権が中心とされていた。

2) 「基本的人権の尊重」中心期

1980 検定版以降、「基本的人権の尊重」がほぼ中心に位置づけられている。また「基本的人権の尊重」と「平和主義」、「基本的人権の尊重」と「国民主権」の相互関係が述べられている。1983 検定版も基本的人権の尊重を中心としている。加えて、三原理が、それに対する過去の否定的事実(戦争)への反省から生み出されたことを述べ、その関連性を示している。

3) 並列期

1986 検定版は、「前文」の解説で「国民主権」と「基本的人権」の二原理が民主主義からうまれてきたものであることを明記している。が、三原理の解説では、相互の関連性も示されているわけではなく、並列されているように読みとれる。

4) 「基本的人権の尊重」中心期

1996 検定版では記述が簡潔になるが、基本的人権が中心となることが読みとれる。1983 検定版同様、過去の否定的事実から三原理が生み出されたことを示すなかで、「国民主権」と「基本的人権の尊重」の相互関連性が示されている。

以上、出版社ごとにその特徴を整理した。

第3章 ま と め

本分析では、教科書をあらかじめ下記の二つにわけてそれぞれ分析を行ってきた。以下にそれぞれについてまとめて整理する。

3-1 三原理がすべて取り扱われていない、もしくは三原理以外のものが取り扱われている教科書の分析結果

この教科書の場合、分析対象としたものは、次の5タイプにわけられた。

- 1) 平和主義・国民主権に「民主主義」を加えている（『あたらしい憲法のはなし』）
- 2) 国民主権・平和主義を重要な要素としている（中教 1951 検定版，東書 1954 検定版）
- 3) 基本的人権の尊重を重要な要素としている（清水 1954～1956 検定版）
- 4) 三原理に他のものを加え、重要な要素としている（清水 1959 検定版）
- 5) 「民主主義と平和主義」を重要な要素としている（清水 1961 検定版）

3-2 三原理が過不足なく取り扱われている教科書の分析結果

この教科書の場合、出版社ごとに整理された。以下にまとめて示す。

清水書院は、

- 1) 並列期（1965～1977 検定版）
 - 2) 「基本的人権の尊重」中心期（1980～1992 検定版）
（さらには、「平和主義」の重要性を強調している）
- という、2期に分けられた。

中教出版は、

- 1) 並列期（1954～1977 検定版）
 - 2) 過渡期（1983～1986 検定版）
（図に三原理間の関連性を見いだせる、日本国憲法が、国会にのみ適用されるという誤解を生じない図になる、同時に政治と日本国憲法が切り離される、「基本的人権の尊重」と「平和主義」の関連性が示される）
 - 3) 「基本的人権の尊重」中心期（1992 検定版）
（「国民主権」と「基本的人権の尊重」の関連性、三原理の生みだされた共通性が示される）
- という、3期に分けられた。

東京書籍は、

- 1) 「国民主権」中心期（1961, 1968 検定版）
 - 2) 「基本的人権の尊重」中心期（1980～1983 検定版）
（「基本的人権の尊重」と「平和主義」・「基本的人権の尊重」と「国民主権」の相互関係が示され、過去との関連による三原理間の関係の強調がなされる）
 - 3) 並列期（1986 検定版）
 - 4) 「基本的人権の尊重」中心期（1996 検定版）
（「国民主権」と「基本的人権の尊重」の相互関連性が示される）
- という、4期に分けられた。

一貫して言えることは、戦後教科書が発行されてまもない頃は、憲法の原理やそのなかにおける中心がなにかが揺れ動いていた。しかし最近のものに近づくにつれて、その中心が、「基本的人権」になりつつあり、そのことにより原理間の関連性が明記されてき始めている、ということである。

第4章 今後の課題

以上、分析教科書および記述箇所を限定しながらではあるが、教科書における日本国憲法の三原理の相互関係が明らかになった。しかし、また、平和主義が三原理のなかで明確に中心に位置づけられている教科書がほとんどないことが明らかになった。

平和的生存権の教育内容構成の際には、これらの三原理のうち、平和主義を中心原理にすえる必要がでてくるであろう。今後の課題としたい。

付記)

この論文を作成するにあたり、北大教育学部教育方法学研究室の教員をはじめ、大学院生・研究生諸氏に検討いただいた。記して感謝する。

註

- 1) 前田輪音「中学校社会科教科書における日本国憲法の『平和的生存権』概念の分析」北海道大学教育学部紀要 No. 77 1998 所収
- 2) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店 1987 p. 227
- 3) 播磨信義「憲法条文中心主義的教育方法への疑問」『生活教育』No. 474 1988年5月号 p. 34～
- 4) 平和的生存権概念の分析の枠組みおよび分析対象とした教科書の記述箇所は以下の通りである。
分析枠)
〈A〉規定される前の過去の平和的生存権に関する過去の侵害の事実
〈B〉規定される前、又は規定とは相対的に独立な平和主義（平和的生存権）に関する理念
〈C〉平和的生存権の規定
〈D〉規定後における平和主義（平和的生存権）の実現にむけての働きかけ
〈E〉規定後の侵害の事実や、その予測からもたらされる不安・怖れについて
分析対象とした記述箇所)
 - ・日本国憲法の制定に至るまで（特に明治憲法下の状況）について主に記述されている箇所
 - ・日本国憲法の基本的な原則が端的に示されている記述箇所
 - ・「平和主義」の解説について主に記述されている箇所
 - ・「基本的人権の保障（尊重）」の解説が主に記述されている箇所
- 5) 前田前掲 1998 pp. 138～140
- 6) 芦部信喜『憲法講義ノート1』有斐閣 1986 p. 98
- 7) 芦部前掲 1986 p. 98
- 8) 芦部前掲 1986 p. 99
- 9) 芦部信喜『憲法』岩波書店 1997 pp. 33～34
- 10) 教科書では三原理等についてこれらの言葉を用いているが、三原理以外のものも加えたうえでそれらを表すものとして用いている場合もある。
教科書の日本国憲法における「特色」「原理」などの違いについては、たとえば細川哲が言及している。細川哲「社会科教育と憲法学習－最高法規性と基本原理－」『鳥取大学教育学部研究報告 教育科学』第28巻第

1号1985所収 なお、ここで細川は中学校公民教科書を検討し、「日本国憲法の基本原理、理念、特色については教育現場では重複、混同して取り扱われている面があるが、これらはそれぞれの関係を持ちながら区別して考える必要がある。」と結論づけている。

- 11) 分析した教科書は次のものである。なお、章節名を逐一記述するので頁はいちいち註として記入しない。なお、執筆者等は省略する。

『新しい社会 ⑤』東京書籍 1954 検定

『新しい社会 3 政治・経済・社会的分野』東京書籍 1961 検定

『新訂 新しい社会 3』東京書籍 1968 検定

『新しい社会 公民』東京書籍 1980 検定

『改訂 新しい社会 公民』東京書籍 1983 検定

『新編 新しい社会公民』東京書籍 1986 検定

『新しい社会 公民』東京書籍 1992 検定

『新編 新しい社会 公民』東京書籍 1996 検定

『中学生の社会科 日本の社会』中教出版 1951 検定

『中学生の社会科 日本の社会』中教出版 1954 検定

『中学生の社会科 現代の社会』中教出版 1957 検定

『中学生の社会科 現代の社会 公民』中教出版 1977 検定

『中学生の社会科 現代の社会 公民』中教出版 1980 検定 1983 改訂検定

『中学生の社会科 現代の社会 公民』中教出版 1986 検定

『中学生の社会科 現代の社会 公民』中教出版 1992 検定

『私たちの社会生活』清水書院 1954 検定

『中学社会 私たちの社会生活 新訂版』清水書院 1954 検定 1956 改訂検定

『新版私たちの社会生活』清水書院 1959 検定

『中学社会 日本の社会と世界 政治・経済・社会的分野』清水書院 1961 検定

『中学社会 日本の社会と世界 新編』清水書院 1965 検定

『中学社会 日本の社会と世界 最新版』清水書院 1968 検定

『日本の社会と世界 公民』清水書院 1980 検定

『日本の社会と世界 中学校社会科公民的分野』清水書院 1992 検定

- 12) 文部省『あたらしい憲法のはなし』1947

- 13) 文部省『学習指導要領 社会科編(II) (第七学年～第十学年) (試案)』昭和22 (1947)

ただし、1947、1951年版学習指導要領は、戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導要領』No.5社会科編(2)、(3)からの孫引きである。

- 14) 文部省前掲 1947 p.165

- 15) 文部省前掲 1947 p.270

- 16) 文部省『中学校・高等学校学習指導要領 社会科編II一般社会科 (試案)』昭和26 (1951)

- 17) 文部省前掲 1951 p.74

- 18) 文部省前掲 1951 p.82

- 19) 文部省『中学校学習指導要領 社会科編』昭和30 (1955)

- 20) 文部省前掲 1955 p.36

- 21) たとえば、本多公栄「戦後の憲法教育について」『季刊 科学と思想』1979.4所収、荒牧重人「憲法と学習指導要領・検定・教科書の変遷(上)―憲法教育の―前提―」『専修法研論集』No.4 1989所収など

- 22) 文部省『中学校学習指導要領』昭和33 (1958)

- 23) 文部省前掲 1958 pp.49～50

- 24) 文部省『中学校社会指導書』昭和34 (1959)

- 25) 文部省前掲 1959 p. 167
- 26) 文部省『中学校学習指導要領』昭和 44 (1969)
- 27) 文部省前掲 1969 p. 149
- 28) 文部省『中学校学習指導要領』昭和 52 (1977)
- 29) 文部省前掲 1977 p. 195
- 30) 文部省『中学校指導書 社会編』昭和 53 (1978)
- 31) 文部省前掲 1978 pp. 124~125
- 32) 例えば、渡辺顕治『「人間尊重第一主義」批判』『季刊 国民教育』No. 34 1977
- 33) 本多前掲 1979 p. 730 本多は学習指導要領全体では「人間の尊重」という概念は、「個人の尊重」の否定とともに導入されたものと分析しているが、同時に公民分野ではそうは言い切れないことを指摘している。
- 34) 荒牧重人「改憲の動向と学習指導要領・検定・教科書」『みんなで考えよう日本の教科書制度：再び戦争の道具にさせまい』所収 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会 教科書制度検討委員会編集，教科書検定訴訟を支援する全国連絡会発行 1982 pp. 149~150
- 35) 文部省『中学校学習指導要領社会科編』1988
- 36) 文部省前掲 1988 p. 32
- 37) 文部省『中学校指導書社会編』平成元年 (1988)
- 38) 芦部前掲 1986 p. 99
- 39) 大江志乃夫『「あたらしい憲法のはなし」の意義』『復刻 あたらしい憲法のはなし』所収 永絵夢社出版局 新泉社発売 1987 p. 88
- 40) 大江前掲 1987 p. 89
- 41) 大江前掲 1987 p. 90
- 42) 大江前掲 1987 pp. 90~91
- 43) 大江前掲 1987 p. 91